

山陽小野田観光協会PRキャラクター等使用取扱要綱

令和2年8月19日制定

令和4年3月4日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市の観光PRを目的として山陽小野田観光協会（以下「協会」という。）が作成したPRキャラクター等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「PRキャラクター等」とは、別紙に定めるものをいう。

(使用承認の要件)

第3条 山陽小野田観光協会会長（以下「会長」という。）は、次の各号のいずれにも該当しない場合において、PRキャラクター等の使用を承認するものとする。

- (1) PRキャラクター等の使用に伴い、協会の信用若しくは品位を害すると認められる場合又はそのおそれがある場合
- (2) PRキャラクター等を使用しようとする事業の内容が法令若しくは公序良俗に反する場合又はそのおそれがある場合
- (3) 政治、宗教、思想等のための活動に使用されるおそれがある場合
- (4) 青少年の健全育成に有害な目的に使用されるおそれがある場合
- (5) PRキャラクター等の使用によって市民等に誤解又は混同を生じさせるおそれがある場合
- (6) 特定の個人又は団体のキャラクター、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用されるおそれがある場合
- (7) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていない場合
- (8) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員が使用する場合
- (9) その他承認することが不適切と認められる場合

(使用の申請)

第4条 PRキャラクター等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、会長に山陽小野田観光協会PRキャラクター等使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添付し、申請しなければならない。

- (1) 企画書（事業の内容及び具体的な使用方法が分かるもの）
- (2) その他会長が必要と認めるもの

(申請の省略)

第5条 会長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請を省略させることができる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 学校、図書館等が教育目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道のために使用するとき。
- (4) 個人的又は家庭内など限られた範囲において使用するとき。
- (5) その他会長が認めたとき。

(使用承認)

第6条 会長は、申請書を受理した場合は、第3条の要件に基づき審査し、その結果を山陽小野田観光協会PRキャラクター等使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(使用料)

第7条 PRキャラクター等の使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第8条 PRキャラクター等の使用承認期間は、1年以内とする。ただし、第6条の規定により承認の通知を受けた者（以下「使用者」という。）がPRキャラクター等の使用の延長を申し出たときは、延長することができる。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 協会が提供する画像データのみを使用すること。
- (2) 承認された内容にのみ使用すること。

- (3) P Rキャラクター等の意匠、縦横比率、色、文字等の表記方法は、原則として変更を加えないこと。なお、やむを得ず変更を行わなければならない場合は、協会と協議の上行うこととし、その結果変更を加えたP Rキャラクター等に関する著作権は協会に帰属するものとする。
- (4) 第三者に使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標法（昭和34年法律第127号）、意匠法（昭和34年法律第125号）等に基づく新たな権利の設定を行わないこと。
- (6) 商業目的で使用する場合は、P Rキャラクター等とともに「©山陽小野田観光協会」を表示すること。
- (7) その他会長の指示する条件に従うこと。

（完成品の提出）

第10条 使用者は、当該承認に係るP Rキャラクター等を使用した物品等（以下「使用品等」という。）の完成品について、完成後速やかに会長に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

（承認内容の変更）

第11条 使用者は、承認内容について変更し、又は中止しようとするときは、山陽小野田観光協会P Rキャラクター等使用変更等承認申請書（様式第3号）をもって直ちに会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を山陽小野田観光協会P Rキャラクター等使用変更等承認（不承認）通知書（様式第4号）により、使用者に通知するものとする。

（使用状況の報告）

第12条 会長は、必要があると認めるときは、使用者にP Rキャラクター等の使用状況等について報告させることができる。

2 使用者は、P Rキャラクター等の使用状況等について会長から報告を求められたときは、速やかに対応しなければならない。

（承認内容の取消し等）

第13条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認（第11条の規定により変更の承認があったときは、変更後のもの。以

下同じ。)を取り消し、又は当該使用者に対し使用品等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 申請書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 第3条各号の規定に抵触したとき。
- (3) 第9条各号の規定が遵守されなかったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) その他PRキャラクター等の継続使用が不相当であると会長が認めるとき。

2 使用者は、前項の規定により使用承認が取り消された場合は、直ちにPRキャラクター等の使用を中止しなければならない。

3 会長は、使用承認の取消し又は回収等により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(経費等の負担)

第14条 会長は、この要綱による使用承認の申請に要した費用並び使用の実施に係る経費及び役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第15条 会長は、PRキャラクター等の使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、使用品等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対して全責任を負い、処理しなければならない。

3 使用者は、PRキャラクター等の使用に際して故意又は過失により協会に損害を与えたときは、これによって生じた損害を協会に賠償しなければならない。

(使用の非独占性等)

第16条 この要綱による使用承認は、使用者が自己の商標又は意匠とする等独占してロゴマーク等を使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について協会が奨励を行うものではない。

(情報の公開)

第17条 会長は、PRキャラクター等の利用促進を図る観点から、PRキャラクター等の使用承認の状況及び使用事例について情報を公開することがで

きる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、PRキャラクター等の使用の取扱い
に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月4日から施行する。

別図（第2条関係）

【PRキャラクター】



来嶋又兵衛（リアル）



和泉式部（リアル）



来嶋又兵衛（デフォルメ①正面）



和泉式部（デフォルメ①正面）



来嶋又兵衛（デフォルメ①斜め）



和泉式部（デフォルメ①斜め）



来嶋又兵衛（デフォルメ②正面）



和泉式部（デフォルメ②正面）



来嶋又兵衛（デフォルメ②斜め）



和泉式部（デフォルメ②斜め）

【マスコットキャラクター】



タルちゃん

※上記のデザインに付随するロゴタイプ、背景画、展開図等を含む。